

[illegible]

令和 8 年 9 月

高 梁 市

第4回高梁市議会(定例)追加議案目録

議案番号	件名	結 果	頁
同意第2号	高梁市教育委員会委員の任命について		3
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		7

高梁市教育委員会委員の任命について

高梁市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	西 井 道 治	

令和 8 年 9 月 25 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるため。

(参考)

高梁市教育委員会委員名簿

選 任 年 月 日	任期満了 年 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期 満了等
R 4. 11. 16	R 8. 11. 15		西井 道治		○
R 5. 11. 16	R 9. 11. 15		山縣 始		
R 6. 11. 16	R10. 11. 15		川上はる江		
R 6. 11. 16	R10. 11. 15		渡邊ありさ		

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

(任命)

第4条 略

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

- 第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	藤 井 正 直	
	土 井 政 宏	
	難 波 眞 琴	

令和8年9月25日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるため。

(参考)

人権擁護委員名簿

令和8年9月1日現在

選任 年 月 日	任期満了 年 月 日	住 所	氏 名	生年月日	任 期 満了等
R 7. 1. 1	R 9. 12. 31		赤木 啓子		
R 6. 7. 1	R 9. 6. 30		大久保緑子		
R 7. 7. 1	R10. 6. 30		岡田 正美		
R 7. 7. 1	R10. 6. 30		西村 肇		
R 8. 1. 1	R10. 12. 31		妻井 博之		
R 5. 7. 1	R 8. 6. 30		山川 一郎		○ (任期延長)
R 7. 7. 1	R10. 6. 30		岡本 健		
R 7. 1. 1	R 9. 12. 31		高田知加子		
R 6. 1. 1	R 8. 12. 31		大江 祥文		○
R 7. 1. 1	R 9. 12. 31		湯浅 史郎		
R 7. 7. 1	R10. 6. 30		赤木日登美		
R 7. 7. 1	R10. 6. 30		土田 晶代		
R 8. 7. 1	R11. 6. 30		高下 伸晃		
R 8. 7. 1	R11. 6. 30		大月 一郎		
R 6. 1. 1	R 8. 12. 31		難波 眞琴		○
R 7. 7. 1	R10. 6. 30		平野 悦子		
R 6. 7. 1	R 9. 6. 30		平川公之助		
R 7. 7. 1	R10. 6. 30		竹並 信二		

(参考)

人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。